

令和 6 年

第 4 回八雲町議会定例会

議 題

開会 令和 6 年 1 2 月 9 日

閉会 令和 6 年 1 2 月 日

八 雲 町

アスタリスク

個人情報の保護により議案の一部を「\*」で表示しています。

令和6年第4回八雲町議会定例会議件一覧

区 分	番 号	件 名	結 果
議 案	1	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	
議 案	2	八雲町印鑑条例及び八雲町手数料徴収条例の一部を改正する条例	
議 案	3	八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	
議 案	4	八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例	
議 案	5	八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
議 案	6	八雲町収入証紙条例及び八雲町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例	
議 案	7	八雲町地域会館等条例の一部を改正する条例	
議 案	8	八雲町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び八雲町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	
議 案	9	八雲町公共下水道条例及び八雲町集落排水施設条例の一部を改正する条例	
議 案	10	八雲町給水条例の一部を改正する条例	
議 案	11	八雲町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例	
議 案	12	工事請負契約の締結について	
議 案	13	令和6年度八雲町一般会計補正予算（第10号）	
議 案	14	令和6年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	





議案第 1 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(八雲町監査委員条例の一部改正)

第1条 八雲町監査委員条例(平成17年八雲町条例第160号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(請求又は要求による監査) 第3条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは法第243条の2の8第3項の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。	(請求又は要求による監査) 第3条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは法第243条の2の9第3項の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

(八雲町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 八雲町下水道事業の設置等に関する条例(令和5年八雲町条例第34号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

(八雲町農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 八雲町農業集落排水事業の設置等に関する条例(令和5年八雲町条例第35号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、農業集落排水事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により、農業集落排水事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

(八雲町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 八雲町簡易水道事業の設置等に関する条例(令和5年八雲町条例第37号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により、簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

(八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 八雲町病院事業の設置等に関する条例(平成17年八雲町条例第128号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場</p>

合とする。	合とする。
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

令和6年12月9日提出

八雲町長 岩 村 克 詔





議案第 2 号

八雲町印鑑条例及び八雲町手数料徴収条例の一部を改正する条例

(八雲町印鑑条例の一部改正)

第1条 八雲町印鑑条例(平成17年八雲町条例第13号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて、町長に<u>申請</u>しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定による申請があったときは、印鑑登録証に記載されている事項及び印鑑登録原票に登録されている事項と照合し、<u>当該申請が適正であることを確認して、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。</u></p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて、町長に<u>請求</u>しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定による請求があったときは、印鑑登録証に記載されている事項及び印鑑登録原票に登録されている事項と照合し、<u>当該請求が適正であることを確認して、当該請求をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この項において「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)又は、移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)を利用して、多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を請求し、その交付を受けることができる。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

(八雲町手数料徴収条例の一部改正)

第2条 八雲町手数料徴収条例(平成17年八雲町条例第59号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(手数料の免除) 第6条 略 2 略	(手数料の免除) 第6条 略 2 略 <u>3 第1項の規定は、多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であつて、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)による請求については、適用しない。</u>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

この条例は、令和7年2月1日から施行する。

令和6年12月9日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 3 号

八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八雲町長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年八雲町条例第31号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支払方法に関しては、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあつては、同条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の225</u>」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支払方法に関しては、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあつては、同条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の235</u>」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

第2条 八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支払方法に関しては、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあつては、同条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の235</u>」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支払方法に関しては、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあつては、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の230</u>」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の八雲町長等の給与及び旅費に関する条例（以下「第1条改正後の条例」という。）の改正規定は、令和6年12月1日から適用する。  
(給与の内払)

- 3 第1条改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条改正前の条例の規定に基づいて支給された12月の期末手当は、第1条改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和6年12月9日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 4 号

八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例（平成17年八雲町条例第33号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支給方法については、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあつては、同条例第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の225</u>」と読み替え、同条例第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支給方法については、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあつては、同条例第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の235</u>」と読み替え、同条例第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

第2条 八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支給方法については、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあつては、同条例第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の235</u>」と読み替え、同条例第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支給方法については、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあつては、同条例第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の230</u>」と読み替え、同条例第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例（以下「第1条改正後の条例」という。）改正規定は、令和6年12月1日から適用する。  
(給与の内払)

- 3 第1条改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条改正前の条例の規定に基づいて支給された12月の期末手当は、第1条改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和6年12月9日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 5 号

八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後												
<p>(期末手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>(寒冷地手当)</p> <p>第19条 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">世帯等の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">世帯主である職員</td> <td style="text-align: center;">その他の職員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">扶養親族のある</td> <td style="text-align: center;">その他の世帯主</td> </tr> </tbody> </table>	世帯等の区分		世帯主である職員	その他の職員	扶養親族のある	その他の世帯主	<p>(期末手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>(寒冷地手当)</p> <p>第19条 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">世帯等の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">世帯主である職員</td> <td style="text-align: center;">その他の職員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">扶養親族のある</td> <td style="text-align: center;">その他の世帯主</td> </tr> </tbody> </table>	世帯等の区分		世帯主である職員	その他の職員	扶養親族のある	その他の世帯主
世帯等の区分													
世帯主である職員	その他の職員												
扶養親族のある	その他の世帯主												
世帯等の区分													
世帯主である職員	その他の職員												
扶養親族のある	その他の世帯主												

職員	である職員		職員	である職員	
23,360円	13,060円	8,800円	26,000円	14,500円	9,800円
2 略			2 略		
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。					

別表第1 行政職給料表及び別表第2 医療職給料表イ 医療職給料表（二）を次のように改める。

別表第1（第4条関係）  
行政職給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700



30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000

75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	416,000
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	416,300
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	416,500
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	416,700
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	417,000
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	417,300
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	417,500
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	417,700
94		299,400	347,400	386,600	398,500	
95		299,700	347,800	387,000	398,800	
96		300,100	348,200	387,400	399,000	
97		300,300	348,400	387,700	399,200	
98		300,600	348,800	388,200	399,500	
99		301,000	349,200	388,600	399,800	
100		301,400	349,500	389,000	400,000	
101		301,600	349,800	389,300	400,200	
102		301,900	350,200	389,800	400,500	
103		302,200	350,600	390,200	400,800	
104		302,500	351,000	390,600	401,000	
105		302,700	351,500	390,900	401,200	
106		303,000	351,900	391,400	401,500	
107		303,300	352,300	391,800	401,800	
108		303,600	352,700	392,200	402,000	
109		303,800	353,200	392,500	402,200	
110		304,200	353,600	393,000	402,500	
111		304,600	353,900	393,400	402,800	
112		304,900	354,200	393,800	403,000	
113		305,100	354,700	394,100	403,200	
114		305,300		394,600		
115		305,600		395,000		
116		306,000		395,400		
117		306,200		395,700		
118		306,400		396,200		
119		306,700		396,600		

	120		307,000		397,000		
	121		307,400		397,300		
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
定年前再任用短時間勤務職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けてないすべての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

イ 医療職給料表（二）

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900
	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200
	27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300

28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400
29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500
30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700
31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800
32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900
33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000
34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300
35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600
36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900
37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100
38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600
39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100
40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600
41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800
42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300
43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700
44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100
45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500
46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500
47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900
48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200
49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500
50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900
51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200
52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500
53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000
54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200
55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300
56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600
58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500
59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400
61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000
62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800
63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600
64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400
65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100
66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800
67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500
68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100
69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700
70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300
71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000
72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600

73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300
74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800
75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400
76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900
77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300
78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900
79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400
80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700
81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000
82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500
83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900
84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200
85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500
86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000
87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500
88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900
89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200
90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600
91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100
92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500
93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900
94	290,200	320,400	353,500	371,500	398,300
95	290,800	321,100	354,100	371,900	398,800
96	291,400	321,700	354,700	372,200	399,200
97	292,000	322,200	355,100	372,800	399,600
98	292,500	322,500	355,500	373,300	400,000
99	293,000	323,100	356,000	373,800	400,500
100	293,500	323,700	356,400	374,300	400,900
101	294,000	324,100	356,900	374,900	401,300
102	294,500	324,700	357,300	375,400	401,700
103	295,000	325,300	357,800	375,900	402,200
104	295,400	325,800	358,200	376,300	402,600
105	295,800	326,200	358,500	376,900	403,000
106	296,300	326,700	359,000	377,400	403,400
107	296,800	327,200	359,400	377,900	403,900
108	297,100	327,700	359,700	378,400	404,300
109	297,300	328,100	360,100	379,000	404,700
110	297,600	328,500	360,600	379,400	405,100
111	297,800	328,800	361,100	379,900	405,600
112	298,100	329,100	361,600	380,400	406,000
113	298,400	329,400	362,100	381,000	406,400
114	298,600	329,800	362,600	381,400	406,800
115	298,900	330,100	363,100	381,900	407,300
116	299,100	330,400	363,500	382,400	407,700
117	299,400	330,600	363,900	383,000	408,100

118	299,700	330,900	364,300	383,400	408,500
119	300,000	331,200	364,800	383,900	409,000
120	300,300	331,400	365,300	384,400	409,400
121	300,600	331,600	365,700	385,000	409,800
122	301,000	331,900	366,200	385,400	410,200
123	301,300	332,200	366,700	385,900	410,700
124	301,600	332,500	367,200	386,400	411,100
125	301,800	332,700	367,500	387,000	411,500
126	302,000	333,000		387,400	411,900
127	302,300	333,400		387,900	412,400
128	302,700	333,600		388,400	412,800
129	302,900	333,800		389,000	413,200
130	303,200	334,000		389,400	
131	303,600	334,400		389,900	
132	304,000	334,600		390,400	
133	304,200	334,900		391,000	
134	304,500	335,300		391,400	
135	304,800	335,700		391,900	
136	305,100	336,100		392,400	
137	305,300	336,400		393,000	
138	305,600	336,800		393,400	
139	305,900	337,200		393,900	
140	306,200	337,600		394,400	
141	306,400	337,900		395,000	
142	306,800	338,300			
143	307,200	338,600			
144	307,500	339,000			
145	307,700	339,300			
146	307,900	339,700			
147	308,200	340,100			
148	308,600	340,500			
149	308,800	340,800			
150	309,000	341,200			
151	309,300	341,600			
152	309,600	342,000			
153	310,000	342,300			
154	310,200				
155	310,400				
156	310,700				
157	311,000				
158	311,300				
159	311,600				
160	311,900				
161	312,300				
162	312,600				

	163	312,900				
	164	313,200				
	165	313,600				
	166	313,900				
	167	314,200				
	168	314,500				
	169	314,900				
定年前再任用短時間勤務職員		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300

備考 この表は、保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

第2条 八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の八雲町一般職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後の条例」という。）第16条第2項、第3項及び第17条第2項の改正規定は、令和6年12月1日から、第19条及び別表の改正規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

令和6年12月9日提出

八雲町長 岩村克詔



議案第 6 号

八雲町収入証紙条例及び八雲町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

(八雲町収入証紙条例の一部改正)

第1条 八雲町収入証紙条例(平成18年八雲町条例第68号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(証紙の種類及び形式) 第3条 証紙の種類は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) し尿及び浄化槽汚泥については、 <u>245円、490円、980円、2,450円及び4,900円</u> のそれぞれ5種類とする。 2及び3 略	(証紙の種類及び形式) 第3条 証紙の種類は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) し尿及び浄化槽汚泥については、 <u>295円、590円、1,180円、2,950円及び5,900円</u> のそれぞれ5種類とする。 2及び3 略
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

(八雲町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正)

第2条 八雲町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成18年八雲町条例第8号)の一部を次のように改正する。

現行				改正後					
別表第1(第18条関係)				別表第1(第18条関係)					
手数料の種類	取扱区分	基礎単位		手数料	手数料の種類	取扱区分	基礎単位		手数料
		廃棄物の種類	排出容器及び容量				廃棄物の種類	排出容器及び容量	
一般廃棄物処理手数料	一般廃棄物を収集運搬処分するとき	し尿及び浄化槽汚泥	50リットル当たり。 (1回の収集容量が200リットル未満のときは200リットルとして計算する。 1回の収集容	245円	一般廃棄物処理手数料	一般廃棄物を収集運搬処分するとき	し尿及び浄化槽汚泥	50リットル当たり。 (1回の収集容量が200リットル未満のときは200リットルとして計算する。 1回の収集容	295円

			量が200リットルを超えるときは、50リットル刻みとし50リットル単位で計算した額を加算する。)				量が200リットルを超えるときは、50リットル刻みとし50リットル単位で計算した額を加算する。)	
		略	略	略			略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。								

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の八雲町収入証紙条例第3条及び第2条の規定による改正後の八雲町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第18条の規定は、令和7年5月分以降のものとして徴収する手数料について適用し、同年4月分までのものとして徴収する手数料については、なお従前の例による。

令和6年12月9日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 7 号

八雲町地域会館等条例の一部を改正する条例

八雲町地域会館等条例(平成18年八雲町条例第49号)の一部を次のように改正する。

現行		改正後	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
熊石西浜振興会館	略	熊石西浜振興会館	略
熊石関内生活改善センター	八雲町熊石関内町88番地	熊石関内交流センターまなびあん	八雲町熊石関内町83番地
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。			

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年12月9日提出

八雲町長 岩村克詔



議案第 8 号

八雲町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び八雲町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(八雲町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 八雲町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年八雲町条例第19号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)～(4) 略</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

(八雲町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 八雲町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準等を定める条例(平成27年八雲町条例第20号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに</p>	<p>(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに</p>

置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 及び (2) 略
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。次項第2号において「省令」という。）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援セ

置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。第3号において「省令」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。

- (1) 及び (2) 略
- (3) 主任介護支援専門員（省令第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援

ンターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

(1) 略

(2) 前項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会（省令第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。次号及び次条において同じ。）において認められた場合

(3) 略

担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
おおむね1,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>前項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

ンターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

(1) 略

(2) 第1項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

(3) 略

担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
おおむね1,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>第1項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年12月9日提出

八雲町長 岩村克詔





議案第 9 号

八雲町公共下水道条例及び八雲町集落排水施設条例の一部を改正する条例

(八雲町公共下水道条例の一部改正)

第1条 八雲町公共下水道条例(平成18年八雲町条例第11号)の一部を次のように改正する。

現行					改正後				
別表第1(第27条関係) 下水道使用料					別表第1(第27条関係) 下水道使用料				
区分 種別	使用料(1箇月につき)				区分 種別	使用料(1箇月につき)			
	基本 水量	基本 料金	超過 水量	超過 料金		基本 水量	基本 料金	超過 水量	超過 料金
一般用	6立方 メートル まで	円 <u>1,200</u>	1立方メ ートル増 すごとに	円 <u>150</u>	一般用	6立方 メートル まで	円 <u>1,400</u>	1立方メ ートル増 すごとに	円 <u>160</u>
浴場用	100立方 メートル まで	円 <u>2,800</u>	略	略	浴場用	100立方 メートル まで	円 <u>3,300</u>	略	略
備考 略					備考 略				
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。									

(八雲町集落排水施設条例の一部改正)

第2条 八雲町集落排水施設条例(平成18年八雲町条例第12号)の一部を次のように改正する。

現行					改正後				
別表第1(第7条関係) 集落排水施設使用料					別表第1(第7条関係) 集落排水施設使用料				
区分 種別	使用料(1箇月につき)				区分 種別	使用料(1箇月につき)			
	基本 水量	基本 料金	超過 水量	超過 料金		基本 水量	基本 料金	超過 水量	超過 料金
一般用	6立方 メートル まで	円 <u>1,200</u>	1立方メ ートル増 すごとに	円 <u>150</u>	一般用	6立方 メートル まで	円 <u>1,400</u>	1立方メ ートル増 すごとに	円 <u>160</u>
浴場用	100立方 メートル まで	円 <u>2,800</u>	略	略	浴場用	100立方 メートル まで	円 <u>3,300</u>	略	略
備考 略					備考 略				
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。									

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の八雲町公共下水道条例第27条及び第2条の規定による改正後の八雲町集落排水施設条例第7条の規定は、令和7年5月分以降のものとして徴収する使用料について適用し、同年4月分までのものとして徴収する使用料については、なお従前の例による。

令和6年12月9日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 10 号

八雲町給水条例の一部を改正する条例

八雲町給水条例（平成18年八雲町条例第10号）の一部を次のように改正する。

現行		改正後		
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、<u>修繕</u>（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>		<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>		
<p>(過料)</p> <p>第39条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処することができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、<u>修繕</u>（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者</p> <p>(2) ～ (4) 略</p>		<p>(過料)</p> <p>第39条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処することができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者</p> <p>(2) ～ (4) 略</p>		
<p>別表第1（第25条関係）</p> <p>八雲町上水道及び簡易水道料金表</p>		<p>別表第1（第25条関係）</p> <p>八雲町上水道及び簡易水道料金表</p>		
用途	量水器口径区分 (m/m)	基本水量月 (m <sup>3</sup> )	基本料金月 (円)	超過料金 超過水量 1m <sup>3</sup> につき (円)
一般用	13	6	1,200	150
	20	15	2,500	140
	25	15	2,900	140
	30	30	5,700	140
	40	50	7,800	140
	50以上	50	8,400	130
浴場用	区分なし	100	12,000	110
農業・工業用	〃	100	18,000	120
臨時用	〃	10	6,000	220
用途	量水器口径区分 (m/m)	基本水量月 (m <sup>3</sup> )	基本料金月 (円)	超過料金 超過水量 1m <sup>3</sup> につき (円)
一般用	13	6	1,300	160
	20	8	1,800	160
	25	10	2,300	160
	30	30	6,200	150
	40	50	8,500	150
	50以上	50	9,200	140
浴場用	区分なし	100	13,200	120
農業・工業用	〃	200	19,800	130
臨時用	〃	10	6,600	240

備考 略					備考 略				
別表第2（第32条関係） 手数料表					別表第2（第32条関係） 手数料表				
区分				手数料	区分				手数料
略				略	略				略
(4)	設計審	略	略	略	(4)	設計審	略	略	略
	査及び工	新設以	略	略		査及び工	新設、	略	略
	事検査手	外の工	略	略		事検査手	修繕以	略	略
	数料（第	事1件	略	略		数料（第	外の工	略	略
	8条第2	につき	略	略		8条第2	事1件	略	略
	項関係）	略	略	略		項関係）	につき	略	略
略				略	略				略
備考 略					備考 略				
備考 改正部分は、下線部及び太線で囲まれた部分である。									

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の八雲町給水条例第25条の規定は、令和7年5月分以降のものとして徴収する料金について適用し、同年4月分までのものとして徴収する料金については、なお従前の例による。

令和6年12月9日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 11 号

八雲町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

八雲町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例（平成24年八雲町条例第30号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の<u>土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又は<u>これに相当する課程を修めて卒業した後、1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(<u>次号において「短期大学等」という。</u>)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大</p>

5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学

学の前期課程にあつては、修了した後、次号において同じ。)、2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当

科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）  
第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「第1号の卒業者にあっては1年以上」とあるのは「第1号の卒業者にあっては6箇月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第7号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」とそれぞれ

する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）  
第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

れ読み替えるものとする。

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6箇月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については2年6箇月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者



- |  |   |
|--|---|
| <p>(3) <u>10年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、<u>修了した後</u>)、同項第1号に規定する学校の卒業者については<u>5年以上</u>、同項第3号に規定する学校の卒業者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、<u>修了者</u>)については<u>7年以上</u>、同項第4号に規定する学校の卒業者については<u>9年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> | <p>(3) <u>5年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>課程並びにこれらに相当する課程以外の課程</u>を修めて卒業した後(当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「<u>専門職大学前期課程</u>」という。)を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業者については<u>2年6箇月以上</u>、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学の修了者を含む。次号において同じ。)については<u>3年6箇月以上</u>、同条第5号に規定する学校の卒業者については<u>4年6箇月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> |
| <p>(5) 外国の学校において、第2号に規定する<u>学科目</u>又は前号に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者(学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。)ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>  | <p>(5) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号に規定する課程</u>又は前号に規定する<u>課程</u>に相当する<u>課程</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>   |
| <p>(6) 国土交通大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>   | <p>(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> <p>(7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)</u>であつて、<u>6箇月以上</u>水道</p>   |

<p>2 <u>簡易水道については、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>  <u>(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和7年4月1日より施行する。

令和6年12月9日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 12 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 の 種 類 町道相沼内川沿線災害復旧工事
- 2 契 約 の 方 法 指名競争入札
- 3 契 約 の 金 額 67,650,000 円
- 4 契 約 の 相 手 方 二海郡八雲町栄町 13 番地の 2  
東陽建設株式会社  
代表取締役社長 川 内 康 次

令和 6 年 12 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



議案第 13 号

令和 6 年度八雲町一般会計補正予算（第 10 号）

令和 6 年度八雲町の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 70,250 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,243,845 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 6 年 12 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
11 地方交付税		5,243,048	19,736	5,262,784
	1 地方交付税	5,243,048	19,736	5,262,784
15 国庫支出金		1,308,149	12,080	1,320,229
	1 国庫負担金	831,810	12,080	843,890
16 道支出金		773,291	60,164	833,455
	1 道負担金	443,315	6,040	449,355
	2 道補助金	277,924	54,124	332,048
19 繰入金		3,785,241	△64,636	3,720,605
	1 基金繰入金	3,785,241	△64,636	3,720,605
20 繰越金		54,152	42,906	97,058
	1 繰越金	54,152	42,906	97,058
歳入	合計	17,173,595	70,250	17,243,845

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 81,346	千円 411	千円 81,757
	1 議会費	81,346	411	81,757
3 民生費		2,813,719	33,926	2,847,645
	1 社会福祉費	1,784,831	33,926	1,818,757
4 衛生費		2,500,673	443	2,501,116
	2 清掃費	590,780	443	591,223
6 農林水産業費		1,428,701	△17,393	1,411,308
	3 水産業費	833,915	△17,393	816,522
7 商工費		420,004	△19,887	400,117
	1 商工費	420,004	△19,887	400,117
13 諸支出金		37,727	29,277	67,004
	1 諸費	37,727	29,277	67,004
14 職員費		2,381,628	43,473	2,425,101
	1 職員費	2,381,628	43,473	2,425,101
歳 出 合 計		17,173,595	70,250	17,243,845





## 第2表

## 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	3 水産業費	サーモン種苗生産施設整備事業	1,697

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	5,243,048	19,736	5,262,784
15 国庫支出金	1,308,149	12,080	1,320,229
16 道支出金	773,291	60,164	833,455
19 繰入金	3,785,241	△64,636	3,720,605
20 繰越金	54,152	42,906	97,058
歳入合計	17,173,595	70,250	17,243,845

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	81,346	411	81,757
3 民生費	2,813,719	33,926	2,847,645
4 衛生費	2,500,673	443	2,501,116
6 農林水産業費	1,428,701	△17,393	1,411,308
7 商工費	420,004	△19,887	400,117
13 諸支出金	37,727	29,277	67,004
14 職員費	2,381,628	43,473	2,425,101
歳出合計	17,173,595	70,250	17,243,845

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	411
25,001	0	0	8,925
0	0	0	443
47,243	0	△64,636	0
0	0	0	△19,887
0	0	0	29,277
0	0	0	43,473
72,244	0	△64,636	62,642

2 歳 入

1 1 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 地方交付税	5,243,048	19,736	5,262,784
計	5,243,048	19,736	5,262,784

1 5 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

	千円	千円	千円
1 民生費国庫負担金	749,133	12,080	761,213
計	831,810	12,080	843,890

1 6 款 道支出金

1 項 道負担金

	千円	千円	千円
1 民生費道負担金	377,963	6,040	384,003
計	443,315	6,040	449,355

1 6 款 道支出金

2 項 道補助金

	千円	千円	千円
2 民生費道補助金	95,632	6,881	102,513
4 農林水産業費道補助金	135,839	47,243	183,082
計	277,924	54,124	332,048

1 9 款 繰入金

1 項 基金繰入金

	千円	千円	千円
3 ふるさと応援基金繰入金	3,479,429	△64,636	3,414,793
計	3,785,241	△64,636	3,720,605

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	千円 19,736	普通交付税	千円 19,736

1 社会福祉費負担金	千円 12,080	障がい者自立支援給付（介護給付・訓練等給付費）負担金 障がい者医療費（更生医療分）負担金	千円 10,466 1,614

1 社会福祉費負担金	千円 6,040	障がい者自立支援給付（介護給付・訓練等給付費）負担金 障がい者医療費（更生医療分）負担金	千円 5,233 807

1 社会福祉費補助金	千円 6,881	地域生活支援事業補助金 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業補助金	千円 728 6,153
3 水産業費補助金	47,243	アイヌ農林漁業対策事業補助金 漁業振興設備等整備事業交付金	40,643 6,600

1 ふるさと応援基金繰入金	千円 △64,636	ふるさと応援基金繰入金	千円 △64,636

20 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	千円 54,152	千円 42,906	千円 97,058
計	54,152	42,906	97,058

節		説明	
区 分	金 額		
1 前年度繰越金	千円 42,906	前年度繰越金	千円 42,906

3 歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	千円 81,346	千円 411	千円 81,757	千円	千円	千円	千円 411
計	81,346	411	81,757	0	0	0	411

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

2 障がい者福祉費	千円 695,332	千円 33,094	千円 728,426	千円 25,001	千円	千円	千円 8,093
3 高齢者福祉費	430,044	832	430,876				832
計	1,784,831	33,926	1,818,757	25,001	0	0	8,925

4 款 衛生費

2 項 清掃費

2 じん芥処理費	千円 509,009	千円 443	千円 509,452	千円	千円	千円	千円 443
計	590,780	443	591,223	0	0	0	443

6 款 農林水産業費

3 項 水産業費

2 水産業振興費	千円 160,469	千円 6,600	千円 167,069	千円 6,600	千円	千円	千円
4 漁業構造改善事業費	498,237	40,643	538,880	40,643			



節		説明	
区分	金額		
3 職員手当等	千円 411	議員期末手当	千円 411

19 扶助費	千円 33,094	自立支援給付費（介護給付・訓練等給付費） 自立支援医療費（更生医療）	千円 29,865 3,229
27 繰出金	832	介護保険事業特別会計繰出金	832

12 委託料	千円 443	資源ごみ収集売払金請求訴訟業務委託料	千円 443

18 負担金補助及び交付金	千円 6,600	漁業振興設備等整備事業補助金	千円 6,600
18 負担金補助及び交付金	40,643	アイヌ農林漁業対策事業補助金	40,643

6 款 農林水産業費  
3 項 水産業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6 サーマン種 苗生産事業 費	千円 146,905	千円 △64,636	千円 82,269	千円	千円	千円 △64,636	千円
計	833,915	△17,393	816,522	47,243	0	△64,636	0

7 款 商工費  
1 項 商工費

2 商工振興費	千円 210,752	千円 24,000	千円 234,752	千円	千円	千円	千円 24,000
3 観光開発費	114,893	△43,887	71,006				△43,887
計	420,004	△19,887	400,117	0	0	0	△19,887

13 款 諸支出金  
1 項 諸費

2 還付金及び 返納金	千円 31,760	千円 29,277	千円 61,037	千円	千円	千円	千円 29,277
計	37,727	29,277	67,004	0	0	0	29,277

節		説明
区分	金額	
12 委託料	千円 △64,636	種苗生産施設拡張実施設計業務委託料 千円 △64,636

23 投資及び出資金	千円 24,000	ウイスキー蒸留所（仮称）設立法人出資金 千円 24,000
21 補償補填及び賠償金	△43,887	鉛川観光施設浄水温泉設備改修事業に伴う休業補償費 △43,887

22 償還金利子及び割引料	千円 29,277	子どものための教育・保育給付費国庫負担金過年度分返還金 8,949 未熟児養育医療費等国庫負担金過年度分返還金 134 児童手当国庫負担金過年度分返還金 11,363 子ども・子育て支援交付金国庫補助金過年度分返還金 5,082 保育対策総合支援事業費国庫補助金過年度分返還金 959 出産・子育て応援交付金国庫補助金過年度分返還金 2,790

14 款 職員費

1 項 職員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 職員給与費	千円 1,913,755	千円 43,473	千円 1,957,228	千円	千円	千円	千円 43,473
計	2,381,628	43,473	2,425,101	0	0	0	43,473

節		説明	
区 分	金 額		
	千円		千円
2 給料	18,933	一般職給	18,933
3 職員手当等	24,540	扶養手当	△1,713
		住居手当	△4,497
		時間外勤務手当	14,813
		管理職員手当	1,227
		宿日直手当	△78
		夜間勤務手当	102
		休日勤務手当	2,362
		期末手当	6,802
		勤勉手当	5,025
		寒冷地手当	1,601
		通勤手当	△958
		特殊勤務手当	△310
		児童手当	125
		管理職特別勤務手当	39

補正予算給与費明細書

1 特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費	合 計	備考		
		報 酬	給 料	期末手当	地 域 手 当	寒冷地 手 当	その他 の手当	計					
補 正 後	長 等	3		27,120	11,956			278	120	39,474	15,845	55,319	
	議 員	14	42,948		18,933					61,881	12,024	73,905	
	その他の 特別職	922	63,823							63,823		63,823	
	計	939	106,771	27,120	30,889			278	120	165,178	27,869	193,047	
補 正 前	長 等	3		27,120	11,696			278	120	39,214	15,845	55,059	
	議 員	14	42,948		18,522					61,470	12,024	73,494	
	その他の 特別職	922	63,823							63,823		63,823	
	計	939	106,771	27,120	30,218			278	120	164,507	27,869	192,376	
比 較	長 等				260					260		260	
	議 員				411					411		411	
	その他の 特別職												
	計				671					671		671	

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員 手当等	計			
補正後	(262) 239	374,469	918,711	689,135	1,982,315	443,483	2,425,798	
補正前	(262) 239	374,469	899,778	664,855	1,939,102	443,483	2,382,585	
比較			18,933	24,280	43,213		43,213	

(単位：千円)

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外 勤務手当	管理職員 手当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手当	休日勤務 手当	地域手当	期末手当
	補正後	25,853	29,398	80,051	20,124	339	3,303	24,726		243,598
	補正前	27,566	33,895	65,238	18,897	300	3,201	22,364		237,056
	比較	△ 1,713	△ 4,497	14,813	1,227	39	102	2,362		6,542
	区分	勤勉手当	寒冷地 手当	通勤手当	特殊勤務 手当	宿日直 手当	単身赴任 手当	児童手当	合計	
	補正後	202,426	23,658	8,591	1,416	1		16,580		680,064
	補正前	197,401	22,057	9,549	1,726	79		16,455		655,784
比較	5,025	1,601	△ 958	△ 310	△ 78		125		24,280	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員 手当等	計			
補正後	(10) 238		915,499	610,424	1,525,923	367,049	1,892,972	
補正前	(10) 238		896,566	586,144	1,482,710	367,049	1,849,759	
比較			18,933	24,280	43,213		43,213	

(単位：千円)

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外 勤務手当	管理職員 手当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手当	休日勤務 手当	地域手当	期末手当
	補正後	25,853	29,398	88,471	20,124	459	3,303	24,726		201,945
	補正前	27,566	33,895	73,658	18,897	420	3,201	22,364		195,403
	比較	△ 1,713	△ 4,497	14,813	1,227	39	102	2,362		6,542
	区分	勤勉手当	寒冷地 手当	通勤手当	特殊勤務 手当	宿日直 手当	単身赴任 手当	児童手当	合計	
	補正後	168,129	21,932	8,087	1,416	1		16,580		610,424
	補正前	163,104	20,331	9,045	1,726	79		16,455		586,144
比較	5,025	1,601	△ 958	△ 310	△ 78		125		24,280	

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	18,933	給与改定に伴う増減分	18,933 本年度給与改定見込分	給与改定の状況 本年度改定率 平均 3.00% 実施期間 令和6年4月1日
職員手当等	24,280	給与改定に伴う増減分	24,280 期末手当 勤勉手当 その他手当	改定前 改定後 期末 2.45月 → 2.5月 勤勉 2.05月 → 2.1月 合計 4.5月 → 4.6月





議案第 14 号

令和 6 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度八雲町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,945 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,446,333 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 12 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		千円 0	千円 2,945	千円 2,945
	1 繰越金	0	2,945	2,945
歳入合計		2,443,388	2,945	2,446,333

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 諸支出金		千円 9,427	千円 2,945	千円 12,372
	1 償還金及び還付加算金	2,102	2,945	5,047
歳出合計		2,443,388	2,945	2,446,333

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 繰越金	0	2,945	2,945
歳入合計	2,443,388	2,945	2,446,333

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 諸支出金	9,427	2,945	12,372
歳出合計	2,443,388	2,945	2,446,333

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	2,945
0	0	0	2,945

2 歳 入

7 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	千円 0	千円 2,945	千円 2,945
計	0	2,945	2,945

3 歳 出

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般被保険者保険税還付金	千円 2,000	千円 500	千円 2,500	千円	千円	千円	千円 500
3 償還金	2	2,445	2,447				2,445
計	2,102	2,945	5,047	0	0	0	2,945

節		説明
区分	金額	
1 前年度繰越金	千円 2,945	前年度繰越金 千円 2,945

節		説明
区分	金額	
22 償還金利子及び割引料	千円 500	過年度過誤納還付金 千円 500
22 償還金利子及び割引料	2,445	特定健康診査等負担金返還金 25 保険給付費等普通交付金返還金 2,403 出産育児一時金臨時補助金返還金 2 特別調整交付金返還金 15





議案第 15 号

令和 6 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度八雲町の介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の保険事業勘定総額に歳入歳出それぞれ 832 千円を追加し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,038,449 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 12 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



第1表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		千円 412,424	千円 832	千円 413,256
	1 一般会計繰入金	332,380	832	333,212
歳入合計		2,037,617	832	2,038,449

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 47,158	千円 832	千円 47,990
	1 総務管理費	33,271	832	34,103
歳出合計		2,037,617	832	2,038,449

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括（保険事業勘定）

（歳入）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
8 繰入金	412,424	832	413,256
歳入合計	2,037,617	832	2,038,449

（歳出）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	47,158	832	47,990
歳出合計	2,037,617	832	2,038,449

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	832
0	0	0	832

2 歳 入 (保険事業勘定)

8 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
5 その他一般会計繰入金	千円 62,967	千円 832	千円 63,799
計	332,380	832	333,212

3 歳 出 (保険事業勘定)

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 33,146	千円 832	千円 33,978	千円	千円	千円	千円 832
計	33,271	832	34,103	0	0	0	832

節		説明
区分	金額	
1 職員給与費等繰入金	千円 832	職員給与費等繰入金 千円 832

節		説明
区分	金額	
2 給料	千円 450	職員給 千円 450
3 職員手当等	382	住居手当 時間外手当 期末手当 勤勉手当 寒冷地手当 通勤手当 扶養手当 休日勤務手当 △220 336 53 △25 91 7 110 30

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員 手当等	計			
補正後	(9) 12	20,091	45,548	35,585	101,224	24,230	125,454	
補正前	(9) 12	20,091	45,098	35,203	100,392	24,230	124,622	
比較			450	382	832		832	

(単位：千円)

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外 勤務手当	管理職員 手当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手当	休日勤務 手当	地域手当	期末手当
	補正後	908	1,562	5,794				30		13,188
	補正前	798	1,782	5,458						13,135
	比較	110	△220	336				30		53
	区分	勤勉手当	寒冷地 手当	通勤手当	特殊勤務 手当	宿日直 手当	単身赴任 手当	児童手当		合計
	補正後	10,934	1,290	1,199				680		35,585
	補正前	10,959	1,199	1,192				680		35,203
比較	△25	91	7						382	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員 手当等	計			
補正後	12		45,548	29,542	75,090	19,370	94,460	
補正前	12		45,098	29,160	74,258	19,370	93,628	
比較			450	382	832		832	

(単位：千円)

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外 勤務手当	管理職員 手当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手当	休日勤務 手当	地域手当	期末手当
	補正後	908	1,562	5,794				30		10,018
	補正前	798	1,782	5,458						9,965
	比較	110	△220	336				30		53
	区分	勤勉手当	寒冷地 手当	通勤手当	特殊勤務 手当	宿日直 手当	単身赴任 手当	児童手当		合計
	補正後	8,313	1,038	1,199				680		29,542
	補正前	8,338	947	1,192				680		29,160
比較	△25	91	7						382	

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考		
給料	450	給与改定に伴う 増	減分	450	本年度給与 改定見込分	450	給与改定の状況 本年度改定率 平均 3.00% 実施期間 令和6年4月1日
職員手当等	382	給与改定に伴う 増	減分	382	期末手当 勤勉手当 その他手当	53 △25 354	改定前 改定後 期末 2.45月 → 2.5月 勤勉 2.05月 → 2.1月 合計 4.5月 → 4.6月



議案第 16 号

令和 6 年度八雲町病院事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度八雲町の病院事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（継続費）

第 2 条 予算第 11 条を第 12 条とし、第 5 条から第 10 条までを 1 条ずつ繰下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 病院事業費用	2 国保病院 医業費用	国保病院 建替事業	43,114千円	令和 6 年度	0千円
				令和 7 年度	43,114千円
1 資本的支出	2 国保病院 建設改良費	国保病院 建替事業	155,856千円	令和 6 年度	0千円
				令和 7 年度	155,856千円

令和 6 年 12 月 9 日提出

八雲町長 岩村克詔

継続費に関する調査書

款	項	事業名	全体計画					前年度末までの支払義務発生額	当該年度支払義務発生額	当該年度での支払義務発生予定額	翌年度以降の支払義務発生予定額	継続費の総額に対する進捗率	備考
			年度	年割額	国庫補助金	道補助金	企業債						
1 病院事業費用	2 国保病院医業費用	国保病院建替事業	6	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	
			7	43,114	-	-	-	43,114	43,114	43,114	43,114	100.0	
			計	43,114	-	-	-	43,114	43,114	43,114	43,114	100.0	

款	項	事業名	全体計画					前年度末までの支払義務発生額	当該年度支払義務発生額	当該年度での支払義務発生予定額	翌年度以降の支払義務発生予定額	継続費の総額に対する進捗率	備考	
			年度	年割額	国庫補助金	国民健康保険調整交付金	企業債							当年度損益勘定留保資金
1 資本的支出	2 国保病院建設改良費	国保病院建替事業	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	
			7	155,856	3,410	83,200	69,246	155,856	155,856	155,856	155,856	100.0		
			計	155,856	3,410	83,200	69,246	155,856	155,856	155,856	155,856	100.0		

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 12 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 11 月 7 日

八雲町長 岩 村 克 詔

### 損害賠償額の決定について

町は、令和 4 年 7 月 25 日、\*\*\*\*\*において、町有作業車が給油中に誤って給油ホースを付けたまま発進したことにより、給油計量機を引き倒し破損させた物損事故について、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 715 条第 1 項の規定によりその損害を賠償するため、次のとおり損害賠償額を決定する。

- 1 損害賠償の額      3,700,000 円
  
- 2 損害賠償の相手方      \*\*\*\*\*  
                                 \*\*\*\*\*  
                                 \* \* \* \*

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 12 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



## 専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 11 月 11 日

八雲町長 岩 村 克 詔

### 損害賠償額の決定について

町は、令和 6 年 10 月 15 日、八雲町上八雲 366 番地先路上（町道上八雲幹線）において、スクールバスが児童送迎のため走行中、飛び出してきた小動物を避けようとして道路から路肩に転落し、電柱及び電柱共架設備に損害を与えた事故について、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 715 条第 1 項の規定により、その損害を賠償するため、次のとおり損害賠償の額を決定する。

- |            |                           |
|------------|---------------------------|
| 1 損害賠償の額   | 9,570,000 円               |
| 2 損害賠償の相手方 | *****<br>*****<br>* * * * |